

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
1	交通安全施設	信号機（新設）	綾部市館町下館49番地先府道綾部大江宮津線館BS前	横断歩道、カーブミラーはあるが、府道の交通量が多い時間帯と通学時間が重なることから信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	綾部署管内 (受付番号9)
2	交通安全施設	信号機（新設）	福知山市字拝師949番地先国道429号府道福知山山南線交差点	交通量が多くなった交差点における事故防止のため信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施しない	福知山署管内 (受付番号28)
3	交通安全施設	信号機（新設）	福知山市字篠尾935番地1先府道福知山停車場奥榎原線篠尾正明寺線交差点	変則6差路の交通量が多い交差点であり、事故も発生していることから横断歩道の設置と一時停止規制の見直し、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施しない	福知山署管内 (受付番号46)
4	交通安全施設	信号機（新設）	福知山市字上小田840番地2先国道9号六十内3号線交差点	JR上川口駅へ行く通学、通勤路であるが、国道の交通量が多く横断するのに危険なため信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	福知山署管内 (受付番号48)
5	交通安全施設	信号機（新設）	舞鶴市字鹿原西町200番地11先国道27号鹿原西町交差点	国道の北側に歩道が新設され通学路として利用したいが、国道の交通量が多く横断が危険なため信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	舞鶴署管内 (受付番号95・138)
6	交通安全施設	信号機（新設）	綾部市上延町八反128番地先府道三俣綾部線上延4号線交差点	中筋小学校の通学路で多くの児童が横断歩道を利用しているが交通量が多く危険なため信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	綾部署管内 (受付番号101)
7	交通安全施設	信号機（新設）	福知山市長田野町2丁目1番地先市道前田岩間線前田岩間北インター線交差点	通勤、通学のJRバス利用時に道路を横断する必要があり、交通量も多いことから信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	○	実施しない	福知山署管内 (受付番号143)
8	交通安全施設	信号機（新設）	舞鶴市字常新町124番地先府道老富舞鶴線常口BS先	通学路であるが、近年府道の交通量が増加スピードを出す場所でもあることから信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	舞鶴署管内 (受付番号157)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
9	交通安全施設	信号機（新設）	福知山市字正明寺1875番地1先市道篠尾大門線と久寺室線交差点	通学路であるが、交通量が多く道路も下り坂でカーブしているため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		福知山署管内 (受付番号182)
10	交通安全施設	信号機（新設）	福知山市三和町大身130番地先国道9号府道京丹波三和線交差点	府道から国道への合流寺に事故が起きないか不安である。通学路、生活道路でもあることから信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	○	実施しない		福知山署管内 (受付番号183)
11	交通安全施設	信号機（新設）	福知山市字雲原165番地1先国道176号龍雲寺線交差点	交差点北側に診療所等があり高齢者が横断するが、福市山方面の見通しが悪いため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		福知山署管内 (受付番号185)
12	交通安全施設	信号機（新設）	綾部市多田町寺田2番地先府道舞鶴綾部福知山線市道高津旭線交差点	交差点の見通しが悪く、過去には死亡事故も発生していることから信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		綾部署管内 (受付番号263)
13	交通安全施設	信号機（新設）	舞鶴市字志高1902番地先府道舞鶴福知山線岡田下橋東詰	通学路で横断歩道が設置されているが、登校時には自動車の往来が多く横断するのに危険なため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号310)
14	交通安全施設	信号機（半感応化）	綾部市豊里町三宅綾部大江宮津線小貝豊里線交差点	交差側の車両がなくても信号待ちするのが無駄。円滑化を図るため半感応化を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		綾部署管内 (受付番号8)
15	交通安全施設	信号機（歩灯増設） 横断歩道増設	綾部市上杉町R27上杉交差点	南詰しか横断歩道がないため、各方向への横断歩道と歩行者灯器の増設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		綾部署管内 (受付番号89)
16	交通安全施設	信号機（多現示化）	福知山市西平野町土前田線平野本線交差点	直進車の合間に無理に右折しようとして危険。右折青矢信号の設置を要望	無	○	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		福知山署管内 (受付番号145)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
17	交通安全施設	信号機（移設）	舞鶴市田中町R27田中交差点	路側帯に信号柱が立っており、通行支障となっているため、移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	舞鶴署管内 （受付番号308）
18	交通安全施設	信号機（歩灯増設）	舞鶴市字志高R175志高交差点	国道横断側にしか歩行者灯器がないため、府道側にも設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	舞鶴署管内 （受付番号312）
19	交通安全施設	信号機（灯器改良）	綾部市有岡町綾部インター線舞鶴綾部福知山線交差点	灯器が劣化しており、西日等で見にくいため、改良を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	綾部署管内 （受付番号313）
20	交通安全施設	信号機（灯器改良）	綾部市有岡町綾部インター線有岡測垣線交差点	灯器が劣化しており、西日等で見にくいため、改良を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	綾部署管内 （受付番号314）
21	交通安全施設	信号機（灯器改良）	綾部市有岡町綾部インター線有岡里線交差点	灯器が劣化しており、西日等で見にくいため、改良を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	綾部署管内 （受付番号315）
22	交通安全施設	信号機（歩灯増設）	綾部市梅迫町R27八田中学校前交差点	東詰の横断歩道には歩行者灯器がないため、設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	綾部署管内 （受付番号327）
23	交通安全施設	横断歩道	福知山市字下佐々木80番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	福知山署管内 （受付番号5）
24	交通安全施設	横断歩道	綾部市館町シモラ29番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	綾部署管内 （受付番号10）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性						
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性		地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性				早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易
25	交通安全施設	横断歩道一時停止	舞鶴市字余部下948番地7先	横断歩道の設置要望及び一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内(受付番号12)
26	交通安全施設	普通自転車歩道通行可	舞鶴市字朝来中から字登尾府道高浜舞鶴線	普通自転車歩道通行可の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内(受付番号22)
27	交通安全施設	横断歩道	舞鶴市字油江611番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内(受付番号41)
28	交通安全施設	最高速度	福知山市夜久野町中千原340先から同日置1107-3先まで	最高速度規制の要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施しない		福知山署管内(受付番号47)
29	交通安全施設	一時停止	舞鶴市字森本町30番地4先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内(受付番号49)
30	交通安全施設	一時停止	舞鶴市字丸山口町5番地1先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	×	○	○	実施しない		舞鶴署管内(受付番号50)
31	交通安全施設	一時停止	舞鶴市字丸山口町14番地先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内(受付番号51)
32	交通安全施設	一時停止	舞鶴市字丸山口町27番地先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内(受付番号52)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考							
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性												
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性		地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易						
41	交通安全施設	一時停止	舞鶴市字丸山中町11番地3先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号61)					
42	交通安全施設	横断歩道	舞鶴市字白浜台68番地151先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号63)				
43	交通安全施設	横断歩道	舞鶴市字白浜台72番地16先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号64)				
44	交通安全施設	横断歩道	舞鶴市字白浜台66番地64先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号65)			
45	交通安全施設	横断歩道	綾部市十倉志茂町41番地1先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		綾部署管内 (受付番号88,264)			
46	交通安全施設	最高速度	綾部市多田地内の府道舞鶴綾部福知山線から大成工業まで	最高速度規制の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		綾部署管内 (受付番号98)		
47	交通安全施設	一時停止	舞鶴市字七日市328番地3先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号114)	
48	交通安全施設	一時停止	舞鶴市字七日市343番地2先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号115)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性							
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易					
57	交通安全施設	一時停止	舞鶴市字七日市330番地先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号156)
58	交通安全施設	横断歩道	福知山市字堀6番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施		福知山署管内 (受付番号184)
59	交通安全施設	横断歩道	舞鶴市字上漆原586番地先 舞鶴市字上漆原557番地先	横断歩道2箇所の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号265)
60	交通安全施設	横断歩道	舞鶴市字下漆原243番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号309)
61	交通安全施設	最高速度	舞鶴市字久田見府道志高西舞鶴線	最高速度規制の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施		舞鶴署管内 (受付番号311)
62	交通安全施設	道路標示及び標識	舞鶴市字浜 大門七条～朝日通	道路標示及び路側標識の補修要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	実施しない		舞鶴署管内 (受付番号13)
63	交通安全施設	道路標示	舞鶴市丸山町	「止まれ」の道路標示の敷設	無	×	⑤									実施		舞鶴署管内 (受付番号62)
64	交通安全施設	道路標示	綾部市 府道小浜綾部線（口上林～奥上林）	道路標示の補修要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施		綾部署管内 (受付番号137)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入